

# 平成30年度新宮町保育料一覧【2, 3号認定】

(単位：円/月)

市町村民税階層区分		保育標準時間			保育短時間		
		3歳未満児 クラス	3歳児 クラス	4歳以上児 クラス	3歳未満児 クラス	3歳児 クラス	4歳以上児 クラス
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税 非課税世帯	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)
	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
第3	所得割課税額 48,600円未満	19,500 (9,750)	16,500 (8,250)	16,500 (8,250)	19,300 (9,650)	16,300 (8,150)	16,300 (8,150)
	ひとり親世帯等	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
第4	所得割課税額 57,700円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	27,000 (13,500)	29,600 (14,800)	26,600 (13,300)	26,600 (13,300)
	ひとり親世帯等は 77,101円未満	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
	所得割課税額 97,000円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	27,000 (13,500)	29,600 (14,800)	26,600 (13,300)	26,600 (13,300)
第5	所得割課税額 169,000円未満	44,500 (22,250)	41,500 (20,750)	35,140 (17,570)	43,900 (21,950)	40,900 (20,450)	32,030 (16,010)
第6	所得割課税額 301,000円未満	61,000 (30,500)	48,840 (24,420)		60,100 (30,050)	45,730 (22,860)	
第7	所得割課税額 397,000円未満	80,000 (40,000)			78,800 (39,400)		
第8	所得割課税額 397,000円以上	93,230 (46,610)			90,120 (45,060)		

○利用者負担額の算定の際、市町村民税のうち、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除額等は控除しません。

○「多子世帯に係る特例措置」は、「世帯年収約360万円未満相当」が対象となり、支給認定保護者と生計が同一の子や孫等がいる場合、年齢に関わらず特例措置の対象となります。また、「ひとり親世帯等」に係る利用者負担額については、市町村住民税所得割課税額が一定額以下の方の軽減措置が拡大されます。

○同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合※、利用者負担額は最も年齢の高い児童は上段の額、次に年齢の高い児童は（ ）内の額、3人目以降の児童は無料です。

※保育料軽減の算定対象人数には、以下の施設等を利用している就学前児童を含めます。  
認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、  
情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前

○第2階層の市町村民税非課税世帯とは、市町村民税のうち「所得割」「均等割」がともに非課税の世帯を指します。「所得割」が非課税であっても「均等割」が課税されている場合は、第3階層となります。